

財政と行財政改革特集⑮

～平成19年度決算のポイントをお知らせします～

平成19年度に市のお金がどのように使われたかをご理解いただくため、一般会計決算をお知らせします。

市報7月20日号では決算の概要を載せましたが、今回このページでは、財政指標(経常収支比率、健全化判断比率・資金不足比率)などについて、4・5ページでは、歳入・歳出のポイントや歳出の個別事業について特徴をあげながらお知らせします。

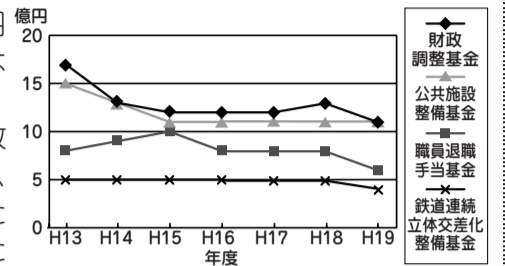
なお、平成19年度の「事務報告書」「決算書」「決算審査意見書」が、市役所情報公開コーナー、公民館、中央図書館、北・南市民プラザで閲覧できます。 政策経営課財政係

基金(市の貯金)

平成19年度末の市の貯金(基金)は合計49億8,524万円で、市民1人当たりの貯金は約6万8千円になります。

基金で一番多いのは財政調整基金11億4,883万円で、これはいざというときのために積み立てた貯金にあたります。

主な基金残高の推移



平成19年度 国立市経常収支比率

平成19年度の経常収支比率は、101.2%で、18年度と比較し、2.1%高くなりました。これは、支出(分子)が0.2%減となったものの、収入(分母)も2.2%減となり、収入(分母)の減が支出(分子)の減を上回ったことによるものです。

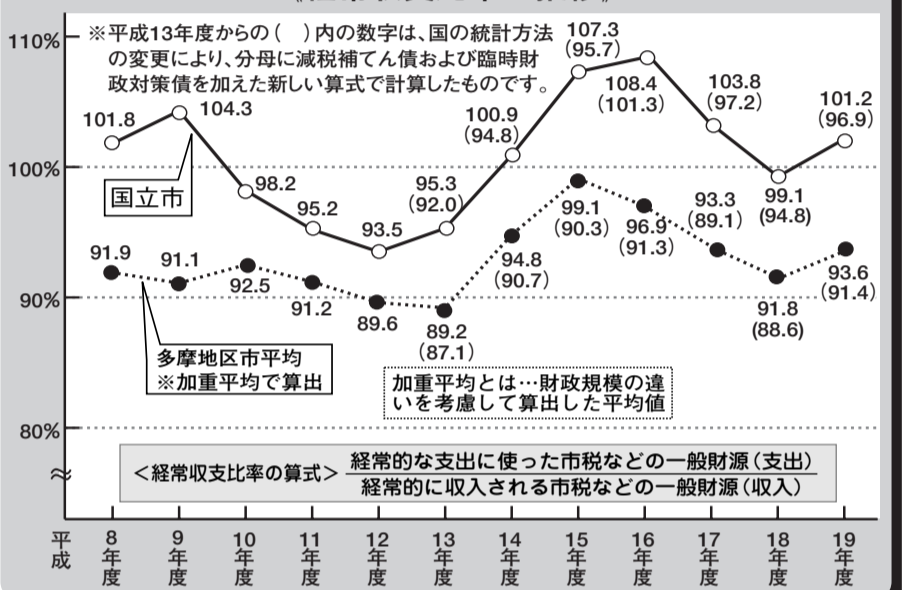
○経常収支比率とは…

市税や普通交付税など毎年経常的に入る収入を、どれほど経常的支出(人件費、公債費、扶助費等)に使ったのかを示す割合で、市の財政の弾力性を計るものです。

本来、都市部においては75%程度が妥当な数値といわれていますが、国立市は101.2%(多摩地区26市の平均は93.6%)となっていますので、厳しい財政状況にあります。

経常収支比率が100%を超えるということは、経常的な収入で経常的な支出を負担しきれないということであり、一般の家庭に例えるなら、毎月の生活費が月給を上回り、臨時収入や貯金の取り崩しで補っているようなものです。

《経常収支比率の推移》



健全化判断比率と資金不足比率

財政に関する指標(健全化判断比率・資金不足比率)について監査委員の審査を受け、議会に報告し、公表することが新たに義務付けられました。この比率に応じて、財政の早期健全化および財政の再生ならびに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定することが定められています。

なお、監査委員の審査では、健全化判断比率、資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているとの意見をいただきました。

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。この法律の施行により、各地方公共団体は、毎年度、決算に基づき

この法律の施行により、各地方公共団体は、毎年度、決算に基づき

この法律の施行により、各地方公共団体は、毎年度、決算に基づき

実質赤字比率 市の一般会計等(国立市では、一般会計と受託水道事業特別会計)において、歳入から歳出や翌年度に繰り越しをする財源などを差し引いた額が赤字の場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模(※)に対する割合。

連結実質赤字比率 特別会計を含めたすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、全体として不足額(赤字額)がある場合、その赤字額の標準財政規模(※)に対する割合。

実質公債費比率 一般会計等の歳出のうち、元利償還金(地方債を返済するための元金と利子)やそれに準じた経費などの、標準財政規模(※)を基本とした額に対する割合。一般会計、各特別会計に加えて、一部事務組合もその対象としています。

将来負担比率 一般会計等が将来負担しなければならない実質的な負担の、標準財政規模(※)を基本とした額に対する割合。一般会計、各特別会計、一部事務組合に加えて、土地開発公社もその対象としています。

資金不足比率 公営企業会計において資金不足がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合。国立市では、下水道事業特別会計が対象となります。

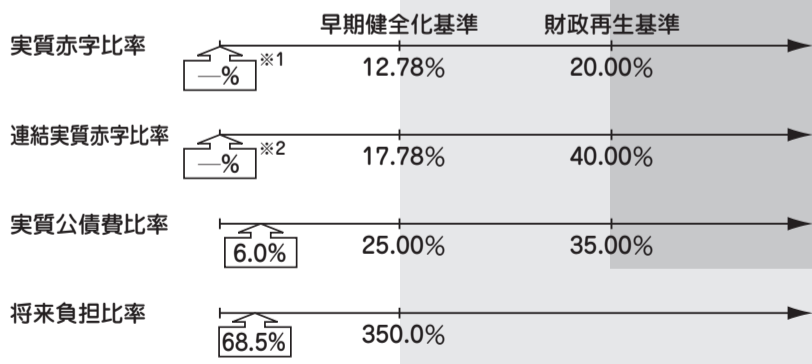
※標準財政規模…通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、臨時財政対策債の発行可能額も含まれます。

平成19年度決算における健全化判断比率と資金不足比率は、すべて健全化基準を下回っています。しかし、この法律における財政指標は、あくまでも法定の指標であり、地方公共団体の財政の実態を明らかにするための最低限のルールであり、各財政指標が健全化基準を下回っていれば財政運営上なら問題がないということの意味しているのではないと認識しています。他の指標の活用も含め、国立市の財政状況を分析・検討する中で、堅実な財政運営に努めてまいります。

財政悪化

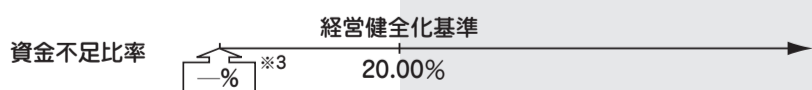
財政の早期健全化・再生

は国立市の比率です



公営企業の経営健全化

資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標とした経営健全化計画を策定しなければなりません。



※1 実質赤字額がありませんでした(黒字決算)なので、「-」で表示しています。

※2 国民健康保険(国保)特別会計が赤字決算でしたが、他の会計の黒字額の合計が国保会計の赤字額より多く、全体として連結実質赤字額がありませんでした(黒字決算)なので、「-」で表示しています。

※3 資金不足ではありませんので、「-」で表示しています。

